

会議録（平成28年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成29年1月27日（金） 午後2時00分～午後5時30分

2 場 所 愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、水谷委員、山崎委員、
吉永委員

（県建設部）建設企画課主幹、道路建設課主幹、河川課長、港湾課長、
公営住宅課長 他

（県農林水産部）水産課長、農地計画課主幹、農林検査課 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 平成28年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について

② 第5回委員会 会議録の確認について

③ 第5回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

【再評価】河川事業

④ 第5回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

【再評価】道路事業

⑤ 対象事業の審議

【事前評価】公営住宅等整備事業、漁港漁場事業、農業農村整備事業、
河川事業

【再評価】港湾事業

⑥ 平成28年度 事業評価監視委員会の主な意見と対応について

⑦ 愛知県公共事業評価実施要領細則の改定について

⑧ その他

(3)閉会

1 平成28年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

3 第5回委員会 審議事業の修正評価書（河川事業）の確認について

建設企画課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

4 第5回委員会 審議事業の修正評価書（道路事業）の確認について

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

5 対象事業の審議

【事前評価】

（1）公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：東浦住宅2・3街区の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 今回、新しくPFI方式により民間活力を導入していくことについては大変結構なことだと思う。今後、民間事業者が建物の配置や設計等を行うことになるが、現時点の建物配置案や事業費の見込みの妥当性について、それに至った経緯やヒアリング結果等を踏まえ説明して欲しい。

[県] 建物配置案については、2街区にすでに空地があるため、仮移転が生じないように、まずこの場所に住棟を建て、3街区の入居者を移転させ、次に3街区の中央にある児童遊園のスペースを含めて2棟目を建てるのが適切であると判断している。この建物配置案については、民間事業者へのヒアリングにおいても、適切な配置であると伺っている。

事業費については、これまでの整備手法ではもう少し高くなるが、民間事業者へのヒアリング結果や、近年の県営住宅工事の請負率等を考慮すると現時点では妥当な金額であると判断している。

[委員] 評価調書（案）P2の貨幣価値化困難な効果欄には、県政世論調査によると県営住宅の空きスペースを有効活用することが期待されているとあるが、このアンケートをとる時に、保育園及び高齢者や障害者をケアする施設が入っていたかどうか知りたい。また、このような迷惑施設的な扱いをされている施設まで利用を広げるとより使い途が広がって良いと考える。

[県] 世論調査の問いは「県営住宅の既存の集会所、児童遊園、駐車場等について、今後、地域のためにどのように有効活用を図るべきと考えますか。」という内容であった。これに対する回答としては、「災害時における避難所として活用できるようにする」が63%、「地域の高齢者や障がい者の支援、自立を促す場として活用する」が30%、「地域住民の交流の場として活用する」が27%、「駐車場の一部をコインパーキング、カーシェアリングとして活用する」が15%で、後はその他である。災害時における避難所や、地域の高齢者や障がい者の支援、自立を促す場としての活用が期待されている。

集会所は今回の整備対象外だが、高齢者サロンや放課後クラブとして運営をしている事例もある。児童遊園については整備を行うので、県民の期待に沿えるようにしてまいりたい。

[委員] 民間活力の活用を図るというなかで、民間事業者が経済的な効果を期待して施設を検討すると、学童や保育所や高齢者等の施設が検討されない可能性があるため、民間事業者であってもこのような施設を考慮すると大変良いと考える。

[委員] 便益算定では入居率100%を前提に算定しているが、実際の入居率はどれほどか。

[県] 県営住宅全体では、82～83%である。

[委員] 入居率は80%だが、その入居者がすべて移転できれば、整備効果は得られるということか。

[県] 今回の計画では、現在の入居者分の戸数を計画しているため、現在の入居者はすべて新しい住棟に入居することができる。

[委員] 余剰地活用による便益の算定は、どのような方法であるか。

[県] 余剰地活用による便益については、想定される空地の面積に路線価を乗じるなどして算出している。民間活用により余剰地の価値が高まることは考慮していないため、結果的には算定以上の効果が出るものと期待している。

[結論] 公営住宅等整備事業東浦住宅2・3街区の対応方針（案）について了承する。

(2) 漁港漁場事業

①漁港漁場事業：費用対効果（B/C）算出方法

水産課から説明。

特に意見無し。

②あさりとさかな漁場総合整備事業の審議

水産課から説明。

[委員] 過去、魚礁を設置したことで、設置前と設置後で漁獲量は増えたのか。

[県] 魚礁は渥美外海の魚礁のないところに整備しており、魚礁の無いところでは魚は集まらず、漁業が営まれない。魚礁の設置によって漁場として活用できるようになり、漁獲量は増えた。

[委員] 過去に沈んだ艦船では70年経っても魚礁としての機能がある。鋼製魚礁やコンクリート魚礁が海中で耐用年数が経過したからといって、海の中でくずれるか疑問であり、耐用年数の経過によって設置するとの調書の記載はいかがなものか。

[県] 魚礁の整備では水産庁のガイドラインの耐用年数を用いている。なお、鋼製魚礁は、30年の耐用年数を踏まえ過大な設計にならない材厚で設計されている。

[委員] 了解した。

[委員] 耐用年数は水産庁のガイドラインによるとのことだが、どのように魚礁が劣化したか具体的に調書に説明されていない。丁寧な説明が必要である。

[県] 耐用年数の考え方は整備したときの形状が保たれているかという点だが、耐用年数を過ぎたからといってすぐに効果がなくなるとは考えていない。

[委員] 魚礁は整備したときの形状が保たれている必要があるのか。

[県] 魚礁は崩れてしまえば機能が損なわれる。崩れた魚礁では岩のような塊になって、当初想定した集魚効果が失われる。水産庁の耐用年数はこれらを考慮して決められている。形状が損なわれることで、当初の効果が得られなくなる。

[委員] 水産庁で定量的に把握しているデータなどあるのか。機能が損なわれるということは理解できるが、例えば人の安全性に著しく問題があるのであれば、耐用年数などの考え方も説得力があるが、調書の記載では、今この事業をやらなければならない理由が見えてこない。

[県] 魚礁の整備は漁業者からの要望も強く、漁業生産を維持し水産振興を図るという観点から集魚効果の高い魚礁を計画的に整備することが必要と考えている。

[委員] たとえば、魚礁が劣化していくと、漁獲量が減っていくなどの記載は可能か。ガイドラインにもそのような情報があるのではないか。現在の調書の記載では、一般の人が事業の必要性を理解することが困難と思う。

[県] 有効魚礁量の減少について記載する。

[委員] 調書の評価の項目で、例えば、耐用年数によりどのくらい魚礁が減っていくか、新規の設置がどのくらいあるのか、詳しい内訳があると分かり易い。

[県] 修正する。

[委員] ガイドラインに耐用年数の経過による劣化の情報があれば書き加えていただくとうい。

[県] 確認する。

[委員] 調書の事業計画の表は、漁場整備としか記載されていないので、魚礁設置の方針やスケジュール等をもう少し記載できないか。

[県] この事業は毎年魚礁の製作と設置、干潟・浅場の造成を行っており、計画事業量は毎年の事業の積み上げとなる。事業量は均等割となっている。

[委員] 事業内容と事業計画が不整合になっていることが不適切であり、魚礁整備と干潟・浅場でそれぞれわかるように事業計画を記載すべき。

[県] 修正する。

[委員] 5カ年は計画どおりに進捗できるものなのか、

[県] 地元調整はとれており、計画どおりに進捗できると考えている。

[委員長] 2点指摘があった。耐用年数に関連し、できれば更新する数、新設する数等を具体的に記載する。仮に更新が無かった場合の影響についても可能ならば示していただきたい。また、事業計画を2段に分けて記載するよう修正を求める。

[県] 修正する。

[結論] 三河湾渥美外海の対応方針（案）については、事前評価調書を修正するという条件付きで了承する。なお、修正内容は委員長確認のうえで、各委員にメールで確認を行うこととする。

(3) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業：費用対効果（B/C）算出方法

農地計画課から説明。

特に意見なし。

② 水質保全対策事業：大塚井筋地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] たん水被害の防止が効果として計上されているが、管路化により水質を保全する効果はどこに計上されているのか。

[県] 農業や資産に対する防災効果が数値化され計上されているのに対し、国の事業採択で水質が要件となっているが、効果額として換算されてはいない。

[委員] 水質浄化を目的とした管路化であれば、その効果が計上されるべきであるが、ゴミの投棄や雑草の繁茂を防ぐことで維持管理費節減効果が発現していると解釈すべきではないか。

[県] 水路を管理する土地改良区が投棄されたゴミ等の処分を行い維持管理費を負担していることから、水路に蓋をしてゴミの投棄等がなされないように整備することが今回の事業目的でもある。

[委員] 水路が生活雑排水により汚染されている状況で管路化した場合、汚濁水が流入しないこととなるが、その汚濁水の対策は別の事業で講じるのか。

[県] 本地区は公共下水の地域外であり、農業集落排水の計画もなく、浄化槽のタイプが古く汚濁水が水路に流入してしまっているが、この状況を放置すると長期にわたり水質への影響が出ることから、水質浄化施設を3箇所設置する計画としている。但し、この浄化施設は電源を必要とするものではなく、ポーラスロックという軽石のような物を用いて浄化する方法をとっている。水路への流入を止めることができないことから、3箇所ですれを受け入れ浄化して、浄化後の沈殿物はバキュームで吸い取るような管理を行って対処していく。

[委員] 現況の開水路であるとゴミの処理に維持管理コストがかかる一方、管路化することによって解消されるということであるが、調書では維持管理費のコストでマイナスの金額が計上されている理由は何か。

[県] 浄化施設の新設により掛かる経費に対して、「ありせば」管理する施設があり、「なかりせば」管理する施設がないという費用の差分の方が大きいことなどから、維持管理費節減効果としてはマイナスの金額が計上されることとなる。

[結論] 農業農村整備事業大塚井筋地区の対応方針（案）について了承する。

③たん水防除事業：新下津地区の審議

農地計画課から説明。

特に意見なし。

[結論] 農業農村整備事業新下津地区の対応方針（案）について了承する。

④経営体育成基盤整備事業：三郷地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業の採択要件については担い手の農地利用集積率が55%以上であり、本地区は58.5%を目標としているが、この担い手の農地利用集積率はどうのように算定されているのか。

[県] 担い手は農業経営基盤強化促進法で規定された地域の農業を将来的に担う農家であり、市によって800万円以上の農業収入がある農家として認定されている。担い手の集積率とは、この認定された担い手に集めた農地面積が分子で、地区の全体の面積を分母として求められる率であり、採択要件としては55%である。本地区ではこの率が58.5%が担い手に集まる計画となっている。

[委員] 集約をして基盤を整備したということで、新しい農家の育成を図るという意味でなく、既に担い手が決まっているということか。

[県] この区域では28名の担い手が営農しており、干拓地で結束力が強い地域であるため、この28名の担い手を更に2倍程度を集約して集積率を上げることとしており、新しく担い手を地区に入れずに現在の担い手で集積率を上げる方針で計画している。

[委員] 地域のリーダーを育てるという意味か。

[県] その通りである。

[委員] その地域のリーダーの年齢はどの位か。

[県] 65才以上もいるが、40才台もいる状況である。本地域は稲でもキャベ

ツでも収益が上がるため、他の地区よりは若く、次の世代も育ってきており、展望が開けている。

[結論] 農業農村整備事業三郷地区の対応方針（案）について了承する。

⑤特定農業用管水路特別対策事業：鍋田第3地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 事業の効果で健康被害を防ぐ効果はどこに計上されているのか。また、用水路整備と水源かん養効果の関連性について説明いただきたい。

[県] 昨年、石綿の健康被害を防ぐ効果が数値化されていないとの指摘を受け、②事業の効果の「貨幣価値化困難な効果」で健康被害の防止効果を追記している。

また、水源かん養効果は降雨と用水で田を潤した結果、その一部が地下水となり地下水源をかん養していることを捉え、通常の水源開発では相当の対価を払う必要があるが、水田に水を張ることによってその効能を発揮していることから、これを効果として数値化したものである。

[委員] 取水が行われる上流で地下水をかん養するのなら分かるが、水源としていない下流端において地下水をかん養する効果として評価できるのか。

[県] 本地域は地盤沈下が激しかった地域であり、現在でも地下水の取水が規制されている地域であることから、地下水をかん養している効能が発揮されている。

[委員] その効果の詳細を説明いただきたい。

[県] スクリーンの図のように、雨が900ミリ、用水が1800ミリある場合、地下に360ミリ浸透することとなり、木曾川用水全体の取水量2億トンに、この2700分の360を掛けた量が2900万トンであり、この量に1トンあたりの価格を掛けて、本地区の面積154ヘクタールで按分して得た2400万円が年あたり水源かん養効果となる。このように地盤沈下が激しかったところで、地下水が維持できている効果を計上している。

[委員] 事業目標にある「石綿による健康被害を未然に防止する」の未然にの意味について、水質に関する健康被害の問題がないことは理解できるが、撤去す

るときに石綿が飛散して問題になるということであるため、どちらにしても撤去するのであれば未然に防止することにならないのではないか。適切な工事を行うことによって防止するのであって、今回で交換することが、未然に被害を防止することと繋がらないのではないか。

[県] 大地震等の大災害の発生時に人手が不足、自力での施工であったり、地割れで管がむき出しになっている状態では随所で復旧作業により石綿が飛散することが想定されるため、これを防ぐため今のうちに未然に防ぐという意味である。

[委員] 根尾谷の地震断層であってもそれ程の大きな高さのズレは発生しておらず、ましてやここは低い土地であり、断層が出来るほど地盤の強固性がないところと考えられるため、120センチの深さのところにある管が現実的に露出するような事態が発生しうるのか。

[県] この地域の地盤は砂質であり、東日本の大地震時に千葉県で発生したような液状化現象が同程度の地震で発生すると想定されている。液状化が発生すると、かなりの面積で地盤と一緒に管も吹き出してくるところがあると想定されるため、早めに飛散しない塩化ビニル管に交換するものである。

[委員] 調書の記述では石綿の被害がどう発生するのかが分からない。石綿というものをキーワードにして被害があるとミスリードしかねない表現となっている。どちらにしても交換するのに関わらず、未然に防止すると解釈できてしまう表現を改めるべき。

[県] 資料にはないが、本地域は南海トラフ地震の発生確率が30年で70パーセント以上と想定され、管が水田に網目状に高い密度で配管されていることから、液状化のような状態が面的に起こると各所で破損が生じ、石綿処分の際の健康被害も想定される。これを「①事業の必要性」において、大規模地震時に懸念される農業者等の健康被害の防止として表現することで事足りていると考えている。

[委員] 現状の表現であると、災害等によらず石綿によって色々な被害が生ずるとの誤解を招く表現となっているため、もう少し明確となる表現とすべき。

[委員] あらましのところで、「しかしながら、設置から40年以上経過し、老朽化に伴う破損等が頻発しており」に続いて「石綿セメント管の撤去作業において」と続いてしまっているので、撤去作業はどちらにしても発生するのに、

目標に「未然に防止する」としていることと整合性がとれていないと解釈されるのではないか。

[県] 破損等が頻発しており、破損した石綿セメント管が飛散することによって、という文言を追記することとしてはどうか。

[委員] 大規模災害の際に、液状化により管が露出することによる主旨を併せて記述すべき。

[県] ご意見の通り修正する。

[委員] 「④事業手法の妥当性の代替案の比較検討結果」において、補足説明資料の11ページに管理者との協議により埋設深さを浅くしたことにより工事費を削減したことを、B/Cが厳しい事業でもあることから、今後の事業の参考となるように記述していただきたい。

[県] 意見の通り修正する。

[結論] 特定農業用管水路特別対策事業鍋田第3地区の対応方針（案）については、事前評価調書を修正するという条件付きで了承する。なお、修正内容は委員長確認のうえで、各委員にメールで確認を行うこととする。

(3) 河川事業

①河川事業：一級河川八田川・地蔵川の審議

河川課から説明。

[委員] 使用しているマニュアルが平成27年2月と記載されているが、以前までのマニュアルとの違いは何か。

[県] 費用対効果分析において、工事費や委託費等の間接費から消費税を抜くことと、現在価値化するデフレーターを最新の数値を使用することが変更されている。

[委員] 被害額の算定にあたり、被害をどのように想定したのか。

[県] 平成23年9月台風15号豪雨による浸水被害の再現シミュレーションを行っている。

[委員] 河川事業の費用対効果分析では、整備後、50年までの便益を対象とするが、人口の増減は加味しないのか。春日井市や近隣市では、50年後の人口推計値は減少することが予測されており、人口減少に伴う床面積等が便益に影響すると思われる。

[県] 費用対効果分析で採用した基礎数値は、河川整備計画の採用値である平成17年度と整合を図っており、現在の人口はむしろ増加している。また、企業が集積する本地区では、仮に人口の減少があっても、便益の算定には影響が少ないものと考えている。

[委員] 本事業では、平成23年9月台風15号豪雨による床上浸水被害は解消されるものの、床下浸水は許容している。今般の気候変動により、もっと大きな洪水があった場合の対応はどのように考えているのか。

[県] 県下の河川は、年超過確率1/5～1/30を目標とした河川整備計画に基づき、できるだけ多くの河川を整備しようとしている。一方、甚大な浸水被害が発生した河川では、再度災害防止として集中的な投資を行う。今回の事業では、他河川や上下流のバランスを考え、まずは床上浸水被害の解消を目標にするものである。その後は、他河川と同様に河川整備計画に基づき河川整備を行っていく。

[結論] 一級河川庄内川水系八田川・地蔵川の対応方針(案)について了承する。

【再評価】

(1) 港湾事業

①港湾事業：費用対効果(B/C)算出方法

港湾課から説明。

特に意見無し。

②港湾事業：三河港蒲郡地区の審議

港湾課から説明。

[委員] 岸壁の延伸に伴い費用が増加したにも関わらず、B/Cの数値が前回評価時の平成26年度から今回の28年度で増大している。効果として一番大きいのが輸送費用削減便益であるが、岸壁水深を深くすることと、延長を延伸することについて経済効果としてどう影響しているのかを説明して欲しい。評価調書では大型クルーズ船に関する記載が多く、大型クルーズ船だけの効果でB/Cが増加したように見えてしまう。

[県] 岸壁水深を-10mから-11mに増深することによって船舶が満載で出港できる効果が最も大きい。それまで入港しているほとんどの船舶は満載で出港することが出来ず、喫水を調整したうえで入港している。また、延長が長い船舶の入港は全体としてはそれほど多くはないものの、岸壁延長を延伸することで、長い船舶の入港も可能となり、一層の荷主作業の効率化が期待できる。

[委員] 便益計算の前提が満載とされているが、どのぐらい需要の見込みがあるのか。目的地や出発地が違う場合、貨物が満載になるのか。

[県] 船回しにもよるが、本岸壁は、主に背後に立地する企業が海外に自動車を輸出する拠点として利用されているため、船会社からは満載にして出港するケースが多いと聞いている。これまでの水深10mの岸壁では貨物を満載にして出港することは出来なかった。なお、自動車船については、後部のタラップから積込を行うことが効率的な荷役となるが、岸壁延長が不足する場合、中央の非常用タラップ等を利用しての搬入とならざるをえず、非効率的な積み込みとなる。岸壁を延伸することで、延長の長い船舶が入港出来るようになるとともに、効率的な荷役が可能となり、船回しの効率が格段に上がるため、本岸壁の便益がより一層上がり、荷主も取り扱う貨物を増加させていきたいと言っている。数値的には表せないような目に見えない効率的な効果も見込まれる。

[委員] 大型クルーズ船の寄港による経済効果は、資料にあるボイジャー・オブ・ザ・シーズの寄港を想定して計算しているのか。

[県] 同程度の船舶が年間1回寄港することを想定し算定している。

[委員] 大型クルーズ船の寄港要望が平成30年とされているが、岸壁整備が終わらない段階では寄港することは出来ない。名古屋港ですら、この規模の大型クルーズ船は先々8ヶ月を調べてみると入港することはなく、今回の設定に問題はないか。

[県] 名古屋港においては、今回想定している規模の大きなクルーズ船が昨年7, 8回程度入港している。12～15万トンの接岸可能な平均的な船舶を想定してクルーズ船の規模を設定している。また、整備途中であっても短めのクルーズ船であれば接岸可能である。

[委員] 事業全体の効果に対してクルーズ船の経済効果は小さいため、B/Cに大きな影響は及ぼさないが、大きな数字をベースに設定するのは問題ないか。基準等でよいことになっているのか。

[県] 算出方法については、国のマニュアルに基づいて実施している。

[委員] マニュアルどおりはわかるが、積載率・頻度・将来寄港等が見えてこないためそのあたりはどのようになっているか。

[県] クルーズについては、船社側からの寄港要望に基づいて最少の年間1隻と設定している。貨物の設定については、荷主ヒアリングにより整備した際には130万トンの貨物は期待できると確認している。これら2つの効果を合わせ便益を算出している。

[結論] 港湾事業三河港蒲郡地区の対応方針（案）について了承する。

6 平成28年度 事業評価監視委員会の主な意見と対応について

建設企画課から説明。

[委員] 番号1の社会的割引率の設定については、4%の数値を2%として算定すれば良いということではなく、社会が変動するなかにあって、割引率が変動した時に、費用対効果がどれ程変わるかを確認することが重要であり、特にどういう状態になった時に費用対効果が1を下回り、事業を見直す必要性に迫られるかをあらかじめシミュレーションしておくことが重要との認識である。

合意形成については、評価調書では多くの事業において「合意形成が図られている」という評価がされているが、私に関わった研修では、合意形成に困っている、あるいは合意形成に関して相談する場所が欲しいとの意見があるため、その点を検討されたらどうかと考えている。

維持管理費について、個別の事業毎に検討される時は良いだろうが、既設も含めて全インフラを考えた時に維持管理費が足りないという状況であるならば、事業評価の仕方を変えなくてはならないと考える。

[県] 委員ご指摘の感度分析という視点で、費用対効果が1.05未満の1ぎりぎりの事業については、社会的割引率を2%と小さくした数値で参考に試算することを考えている。今後、費用対効果分析における感度分析という視点も踏まえて、社会的割引率の数値については検討していきたい。

合意形成については、事業を進めるうえで大変重要な視点と認識している。事業を進めるなかで、事業課が困った場合等は具体的なご相談をさしあげたい。

維持管理費について、個別事業については維持管理費を確保できるよう対応するが、全体としての維持管理費の確保については、新設の事業費と維持管理費の割合など様々な要素が入ってくることから、今後ご意見を踏まえながら検討していく。

[委員] 費用と便益を現在価値化した時に同じ価値（費用対効果＝1）となる割引率を内部収益率というが、これと社会的割引率を比較する方法もあるため、参考として欲しい。

7 愛知県公共事業評価実施要領細則の改定について

建設企画課から説明。

[委員] 社会的割引率について、2%の場合を参考値として記載するよりも、費用対効果分析結果が1を下回る場合の割引率を求め記載した方が良いと考えるがどうか。

[委員] ケースバイケースと考えられる。社会的割引率が2%の場合、B/Cがいくつかわを知りたい場合は、提案のとおり記載した方が良いが、国の指針でも使われている社会的割引率4%に対して、その事業がどの程度遊びがあるかを確認するのであれば、内部収益率を試算した方が良いことになる。

[委員] 2%があれば6%の結果も欲しくなる。社会の変動をどう考えるか。

[県] B/Cが1となるには、どれ程の社会的割引率になるかを試算するということであるが、事業採択された事業のB/Cは全事業1以上である。これが1になるように、現行4%の社会的割引率の設定を5%、6%と引き上げていくことになる。社会的割引率という意味合いから、現在の社会状況を勘案すると4%以上の数値を確認する必要性は薄いと考える。

[委員] 確かに現状では、社会的割引率が5%、6%と上がっていくことは考えにくい。今回は、現在の社会情勢を踏まえ、割引率を下げた場合にB/Cがどれ程変わるのかを検討する試みであった。今後の社会情勢等を確認しながら、必要によりこの点について検討して欲しい。

[県] 評価としては、これまでどおり社会的割引率4%を用いるが、費用対効果分析結果が小さい事業については、社会的割引率を小さくしたり、内部収益率を求めるなど数値シミュレーションを行ったうえで審議をお願いする。(議事6の番号1の対応を上記のとおり修正)